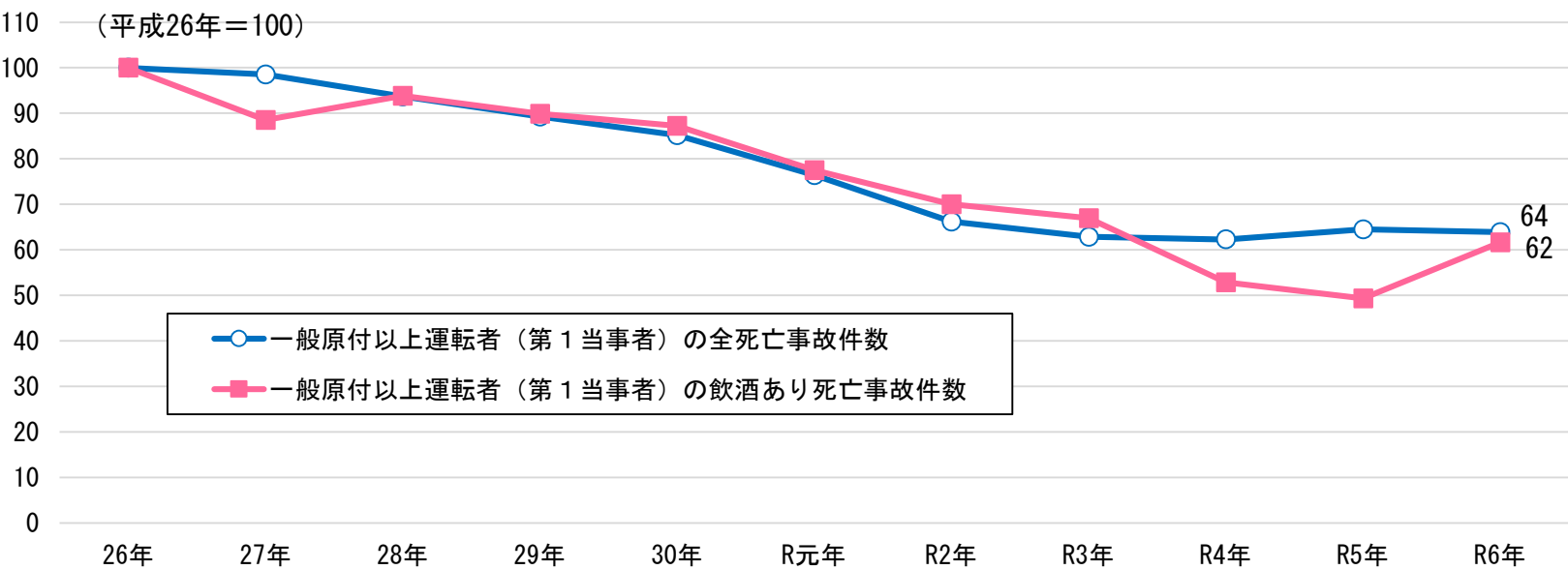


飲酒運転による死亡事故件数の推移

一般原付以上運転者（第1当事者）の全死亡事故件数及び飲酒あり死亡事故件数の推移（指数）（平成26～令和6年）



○ 一般原付以上運転者（第1当事者）の飲酒状況別死亡事故件数の推移（各年12月末）

年		平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	増減数	増減率	構成率	指数
飲酒	酒酔い	31	21	25	19	13	10	20	21	10	16	23	7	43.8	1.0	74
	酒気帯び(0.25以上)	120	105	131	128	121	107	101	91	70	63	75	12	19.0	3.2	63
	酒気帯び(0.25未満)	25	23	14	18	17	19	12	10	11	5	16	11	220.0	0.7	64
	基準以下	30	33	18	18	25	24	11	14	14	15	14	-1	-6.7	0.6	47
	検知不能	21	19	25	21	22	16	15	16	15	13	12	-1	-7.7	0.5	57
	計	227	201	213	204	198	176	159	152	120	112	140	28	25.0	6.0	62
飲酒あり構成率		6.2	5.6	6.2	6.3	6.4	6.3	6.6	6.6	5.3	4.8	6.0	-	-	-	97
飲酒なし		3,378	3,356	3,162	3,023	2,881	2,578	2,227	2,124	2,119	2,215	2,148	-67	-3.0	92.4	64
調査不能		34	28	35	21	20	26	22	13	28	21	37	16	76.2	1.6	109
合計		3,639	3,585	3,410	3,248	3,099	2,780	2,408	2,289	2,267	2,348	2,325	-23	-1.0	100.0	64

注 1 増減数（率）は、前年同期と比較した値である。
2 指数は、平成26年を100としたものである。
3 「一般原付以上運転者」とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（令和5年は特定小型原動機付自転車を含む。）の運転者をいう。
4 「第1当事者」とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいう。
5 「酒酔い」の件数は、交通事故に最も影響を与えている法令違反別の分類による件数とは一致しない。